

令和5年度 多治見市立笠原小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和2年4月改訂

1 基本的な構え

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、いじめ問題は誰に対しても起こり得るという認識と、今も密かに進行中かもしれないという危機感を常にもち、全ての子どもがいじめを受けることがなく、いじめを行わず、他の子どもに対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、全教育活動を通じていじめの防止等のための対策を行う。

また、いじめの場面には、加害者、被害者という立場に加えて、傍観者（見て見ぬふり）が存在しており、あらゆる立場の者がいじめを許さない毅然とした姿勢を生み出していく。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条 いじめの定義引用

上記の定義を受け、子どもに対して以下の事態が発生した時に「いじめがあった」と認識する。

その子どもが、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているとき。なお、起こった場所や学校内外を問わない。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立つて行うこととする。

- ・いじめられた子どもの気持ちを最優先にすること。
- ・「一定の人間関係のある者」とは、学校内外を問わず、例えば、同じ学校・学級やクラブ活動の者、その子どもが関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。また、インターネット上で関わりをもった者も含まれる。
- ・「心理的な影響」とは、「仲間はずれ」「集団による無視」「誹謗中傷」など直接的にかかわるものではないが、精神的な圧迫を受け苦痛を感じることを意味する。
- ・「物理的影響」とは、身体的な負傷のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり、壊されたりすることを意味する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止のための取り組み

(1) 本年度の重点

- 「心の宝物」をキーワードとし「自分の思いを伝えたり相手の気持ちを汲み取ったりする」活動を充実させることで、一人一人に「自分のよさと相手のよさ」を自覚させ、自尊感情や自己肯定感を育み、人をいじめない、ストレス耐性の高い心の基盤を培う。
- 様々な教育活動の場で、児童一人一人のよさを保護者と共有する機会を意図的に増やす。
- 情報モラル教育の重要性を保護者とともに児童に伝え、情報を正しく受け取ったり伝えたりできるよう学年の発達段階に合わせて指導する。

(2) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ① 学校の伝統となる価値ある活動（日常活動の充実やいじめをなくし、あたたかい言葉をかけるキャンペーン等）を児童が主体的に行うよう支援する。
- ② 児童の豊かな情操と道徳心を培うため、全教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

(3) 児童一人一人に自己有用感を高め、自己肯定感を育む教育活動を推進する全教育活動を通して自他の生命を大切にすることを育てる。

- ① 児童が他者と関わる表現力を培う。
- ② 人とのつながりを大切にしたい体験活動を推進する。
- ③ 児童の自己肯定感を育み、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめを防止するために保護者及び児童に啓発活動を行う。

(5) 職員の人権感覚を学級経営力向上及び人権感覚を高めるための研修を行うとともに、互いに援助を求め合える相談体制づくりをする。

(6) 日常的な取組として、校長を中心とした会議を定期的に行い、学校内でのいじめの発生状況や対応状況を確認し、対応策の検討及び情報の共有を図る。

(7) 対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

- ① いじめの早期発見・早期対応に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること
- ④ 年間5回（必要な場合は、外部専門家を招請する）開催する。いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- ⑤ いじめ未然防止・対策委員会構成員（◎はいじめ担当教諭として本会議の主務を担当する）

校長、教頭、教務主任、◎生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭

全校的な指導が必要な場合や緊急対応が必要な場合は、拡大いじめ未然防止・対策委員会（上記のメンバーに学年主任を加える）を開催する。

※必要に応じて保護者代表、主任児童委員、学校運営協議会委員等の第三者やスクー

ルカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の心理及び福祉の専門家を招請する。

3 いじめの早期発見に向けた取組

- (1) 「いじめはどの学校、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見つける。（登下校指導、授業巡回、給食、掃除指導等の様々な場面で表情、言動、服装、児童相互の関係性、持ち物等の変化）
- (2) 変化がある児童が見つかった場合は、関係職員が情報を共有して問題の早期解決を図る。
- (3) 児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
 - ・アンケート調査 年間4回以上
(市・県の行うアンケートがある月は兼ねる)
- (4) 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談担当者を定め、児童及び保護者に明示する。
 - ・スクールカウンセラーの紹介（出勤日及び依頼方法）
 - ・いじめ相談窓口の設置（いつでも誰にでも。一番相談しやすい人に。）
 - ・市教育相談室等関係機関の相談窓口を併せて紹介する。

4 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・いじめを察知した場合は、「いじめ未然防止・対策委員会」を開催し、速やかに事実の有無の確認など必要な措置を講ずる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかかつ丁寧に事実確認を行うとともに多治見市教育委員会に報告する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため毅然とした指導を行うとともに、いじめを受けた児童や保護者に対する支援を最優先に行い、いじめを行った児童に対しても支援及び心のケアとその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、解決に向けた指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは人権を侵害する行為である」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分に配慮した事後の対応をするとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはせず、いじめを受けた児童に対する行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安とする）継続しており、なおかつ、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるとき、いじめが「解消している」状態と判断するものとする。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、多治見市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(2) 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

* 「重大な被害」とは

例えば

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

* 相当な期間とは、不登校の定義をふまえ、30日を目安とする。

* 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む。

- ① 保護者への報告及び関係機関への通報（医療機関、警察等）
- ② 速やかに多治見市教育委員会を通じて市長へ直に報告する。
- ③ 「いじめ未然防止・対策委員会」を緊急招集し、多治見市教育委員会の指導の下児童や関係者に対して調査を行う。
- ④ 調査結果について、多治見市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係について説明する。
- ⑤ 調査結果及び多治見市教育委員会からの助言をもとにして、いじめを受けた児童への支援を行うとともに、保護者と連携して児童の心のケアに努める。
- ⑥ いじめた児童に対しては、保護者と連携して自らの行為を悔い改めるための指導を行う。それに加えて、いじめの行為に至った背景を理解し、状況改善を図るとともに児童へのカウンセリングを行う。
- ⑦ 当該児童の他に、周囲の子どもも大きな影響を受け、対応した教職員も心に支障を来すおそれがあるため、スクールカウンセラー等の専門職を配置し、児童及び教職員に対して心のケアに努める。

5 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・ いじめの防止に関すること
- ・ いじめの早期発見に関すること
- ・ いじめの対応及び再発防止に関すること

6 個人情報の取り扱い

個人調査（アンケート等）について

- ・ いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要になることからアンケート調査後5年間保存する。